美郷町関係人口創出事業支援業務仕様書

本仕様書は、美郷町（以下「本町」という。）が発注する美郷町関係人口創出支援事業業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

**１ 業務名**

美郷町関係人口創出事業支援業務委託

**２ 業務目的**

　美郷町は、目指したい町のあり方として「活気あふれる明るい町」と「町外と活発な交流のある町」の２つを掲げています。また、今年度の４つの重点的な取り組み「情報発信力の強化」「山くじらブランドの進化」「新技術・規制緩和の実用化に向けた検討」「定住推進施策の進化」を設定し、「定住推進施策の進化」として具体的な事業・施策を位置付け、人口流入の促進、人口流出の抑制を目指すこととしている。

このため具体的な事業・施策の一つとして関係人口の拡大に取り組み、さらに将来的には定住人口へつなげることにより人口減少の抑制を図りたいと考えている。

このことから美郷町では関係人口を創出する取り組みとして、首都圏や大都市圏の住民、企業や学生等が仕事や人材の育成・地域交流、ボランティアなどで、美郷町の地域課題の解決・地域づくりの実践などを通じて地域と継続的につながる仕組みを構築し実現することで、将来的な美郷町への移住・定住につなげることを目的とする。

**３ 適用範囲**

　本仕様書は、本業務に関して必要な事項を定めるとともに、受託者が履行しなければならない事項を定めたものである。

**４ 適用基準等**

 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書ならびに関係する法令、省令、規則、細則、通知、通達及び条例等を遵守しなければならない。

**５ 賠償責任**

受託者は、本業務の履行により生じた受託者の責めに帰する諸事故に対しての責任を負い、損害賠償の請求があった場合には、受託者が一切を処理し、その損害を賠償すること。

**６ 個人情報の保護**

本業務の遂行にあたり知り得た情報等を外部に漏らし、または転用してはならない。また、個人情報保護の観点から一定のセキュリティレベルを保持できるよう、環境を十分に整え、美郷町個人情報保護条例に基づき留意すること。

**７ 委託契約期間**

　業務の委託契約期間は、契約締結の日から令和２年３月２５日までとする。

**８ 委託業務内容**

（１） 美郷町関係人口創出プロジェクトの構築

首都圏や大都市圏にいる地方へ関心のある方々の関係人口を創出するため、スキルや知見を有する都市部の企業・人材等と研修の地、地域の課題解決などを求める美郷町をつなぐ先駆的な仕組みの構築を行う。

その仕組は、本業務をスタートとして継続的につながる仕組みを目指すものとする。

※構築にあたって費用を伴う継続的な事業期間としては、地方創生推進交付金事業として実施する２０２４年度までとし、同様の予算程度とする。

（２）コンベンション誘致（講演会等の実施）

本町において本町の住民及び、本町内の企業、地域団体等に対し関係人口及び外部との交流拡大の効果について、有識者による講演会等を開催することによって、町民等の理解と受け入れのための意識醸成を図る。

※講演会等開催は年度内（業務期間内）に1回以上（基本１回を想定）開催することとする。

（３）共通事項

　　ア　本業務にかかる企画・調整･手配･運営・参加者の募集を行うこと。

イ　講演会等の開催時期や場所の選定は、町との協議の上で決定するものとする

（４）　報告書の作成等

（１）から（２）の結果を踏まえた報告書を次のとおり作成し、提出すること。

①美郷町関係人口創出プロジェクト（冊子２部及びデジタルデータ）

②各年度のアクションプラン・まとめ

③関係人口創出支援事業業務報告書

④その他事業実施の過程で作成及び提出した資料

**９　企画提案書作成要領**

1. 企画提案書一式
	1. 会社概要及び実績（任意様式）

・契約受注実績は、同種・同類業務の実績または本業務に関連する業務でアピールできる代表実績とする。

* 1. 企画提案書（提案説明書）（任意様式）

ア　業務実施方針（事業者の考え方）及び全体像のイメージ

イ　業務実施体制

　　・責任者、業務分担、人数、組織図など当該業務にかかる業務実施体制

ウ　業務実施方法

・業務内容ごとの具体的実施方法、進め方、実施内容、実施手法等、調査・分析等　具体的プロセス

エ　業務スケジュール

オ　その他提案

1. 経費見積書

本業務に係る見積書（A4版任意様式、業務ごとの詳しい内訳書を含む）を記名押印の上、作成して下さい。見積書の宛先は、美郷町長としてください。

（３）企画提案書の様式及び記載上の留意事項

様式は見積書日本工業規格A4用紙とし、文字サイズ10ポイント以上を原則とする。

**１０　著作権の譲渡等**

　　　この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

1. 本件業受託者は、著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２１条（複製権）、第２３条（公衆送信権等）、第２６条の２（譲渡権）、第２６条の３（貸与権）、第２７条（翻訳権・翻案権等）及び第２８条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定する権利を町に無償で譲渡するものとする。
2. 本件受託者は、町の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第１８条（公表権）及び第１９条（氏名表示権）を行使することができない。
3. 町は、著作権法第２０条（同一性保持権）第２項に該当しない場合においても、その使用のため目的物の改変を行うことができるものとする。

**１１　その他**

**・**受託者は、委託契約書及び仕様書に基づき、常に委託者と密接な連絡を取りながら、その指示に従うこと。

**・**本仕様書に記載のない事項については、本町と受託者が誠意をもって協議し実施すること。